

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第13条 本院の円滑な運営を図るため、本院に運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会は、病院長，診療科長，中央診療施設等の部長等，専任のセンター長，薬剤部長，看護部長，診療技術部長，事務局長，<u>事務局次長（総務・教務担当），事務局次長（病院担当）</u>及び病院長が必要と認めた者をもって構成する。</p> <p>3 運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第13条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第13条 本院の円滑な運営を図るため、本院に運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会は、病院長，診療科長，中央診療施設等の部長等，専任のセンター長，薬剤部長，看護部長，診療技術部長，事務局長，<u>総務部長，病院事務部長</u>及び病院長が必要と認めた者をもって構成する。</p> <p>3 運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p>

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。